

甲府西高等学校同窓会内規（変更案）

この内規は、同窓会会則第14条にもとづき、以前からの内規を常任理事会で検討し改正したものである。

内規は会則にない事態が発生した場合、常任理事会で決定し、対処するものとする。

内規はあくまでも内規であるので、必要に応じて常任理事会で検討し、改正することが出来るものとする。

内規の改正については、常任理事会の過半数の出席のもとに、過半数の賛成によって行う。

1 会則第4条 役員推薦基準

(1) 会長候補推薦 常任理事会での会長推薦基準

会長1名 理事の推薦により選出し、総会の承認を得る

イ 会長候補推薦は、常任理事会の過半数の出席をもって会議を開き、出席者の過半数の賛成で決定し常任理事会の推薦とする

ロ 会長候補者は西高同窓会生より選出する。

(2) 会長代行の任期 ※1部分に「若しくは会長の指名があるとき」を追加

会長事故あるとき ※1 は副会長が職務を代行する（第5条の2）

イ 会長代行期間は、会長の残留任期 ※2 とする。

※2部分に「若しくは会長復帰までの期間とする」を追加

(3) 会計監事2名の欠員

会計監査役は、会員の中より2名選出し、残留任期を代行する

(4) 顧問推薦基準

本会のために特に必要と認められた者（第4条7）

イ 常任理事会で討議し、過半数をもって推薦し理事会で決定する

(5) 常任理事は、会員の中より会長が委嘱する。

但し、定期総会実行委員長は、理事、及び理事経験者と同等とみなす

2 役員会の構成

(1) 会長は必要に応じて常任理事会、理事会を招集する（第7条）

イ 常任理事会の構成 ※3 会則と連動し「定期総会実行委員長」を追加

顧問、会長、副会長、常任理事 ※3 をもって構成する

但し、校長、教頭、校内理事は必要に応じて招集する

ロ 理事会の構成

顧問、会長、副会長、常任理事、※4 校内理事、回生理事をもって構成す

る ※4 会則と連動し「定期総会実行委員長」を追加

3 届出事項 (第12条)

イ 本会に支部を置くことが出来る

会員より支部の設置申し込みがあった場合

団体名、所在地、役員構成、会員名簿、会の目的など必要な書類をもって受付
常任理事会で討議し、必要であれば理事会にかけ(て) 討議し認める (決議す
る、または承認する) の方が良いかと

ロ 会員からその他の事項で申し込みがあった場合は、その都度常任理事会で討議
する

4 会員及び客員の慶弔(第13条)

(1) 弔意規定

イ 母校の現職員

ロ 歴代会長、会長、副会長、常任理事、歴代校長(本人のみ)

上記に該当する弔事が発生した場合、香料、生花、弔電、広告などについては話し合いの上決定する。

(2) 病気、災害の見舞い規定

イ 見舞金については同窓会としては出さないものとする

(3) 慶事規定

イ お祝い金

- ・西美会展、吹奏楽部定期演奏会に、1万円贈呈する
- ・事務室に1万円を謝礼とする(毎年年度当初に行う)
- ・支部総会祝い金

東京支部総会 5万円程度

(出席者の交通費は実費支給)

(4) 感謝状規定

イ 感謝状についてはその都度検討して、贈呈する

5 その他内規に該当しない事態が発生した場合は、常任理事会で検討する

この内規は常任理事会が所持し、必要に応じて理事会にも提出する

平成23年1月8日 常任理事会で決定し、同日より施行する
令和3年